

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）

控訴人（一審原告ら） X 5 1 外 6 名

被控訴人（一審原告） X 1 外 1 1 2 名

参加人 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

2024年5月24日

大阪高等裁判所 第6民事部 御中

一審原告である控訴人ら・被控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月 日	作成者	立証趣旨	備考
甲270	「新編 火山灰アトラス [日本列島とその周辺]」(抜粋)	平成 15(2003) 年9月25日	町田洋、 新井房夫	「二次堆積物と判断されるテフラ層には、クロスラミナが認められたり」との記載があることからすると、ラミナとは通常は、碎屑物が動いた跡のことを指すこと。	